

新たな土地改良長期計画（案）についての意見・情報の募集について

令和 7 年 8 月 8 日
農振水産省農村振興局

この度、「土地改良長期計画（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

1 意見公募の趣旨・目的・背景

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）においては、土地改良事業の計画的な実施に資するため、農業・農村をめぐる情勢の変化を勘案し、5 年を一期とする土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）を定めることとされております。

このため、令和 7 年 1 月に食料・農業・農村政策審議会に対して、土地改良長期計画について諮問を行い、新たな土地改良長期計画について検討を行ってまいりましたが、広く国民の皆様からの意見を検討・反映させる観点から、土地改良長期計画（案）について、意見を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省農村振興局整備部 設計課 計画調整室において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください

(2) 郵送の場合

次の担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省農村振興局整備部 設計課 計画調整室 長期計画班 宛て

4 意見・情報の提出上の注意

意見・情報（以下「意見等」）の提出対象は、文章で構成されている「土地改良長期計画（案）」のみです。どの部分についての意見等かがわかるよう、ページ番号を明記していただけますようお願いいたします。

提出いただく意見等は、日本語に限ります。また、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。

なお、電話での意見等はお受けしませんので御了承ください。また、いただいた意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

また、意見の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和7年(2025年)8月8日から令和7年(2025年)8月18日まで
(郵送の場合も締切日必着とします)

6 公示資料

- ① 土地改良長期計画（案）
- ② 〔関連資料〕土地改良長期計画（案）の全体概要